

京都市告示第372号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年10月4日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
深草緯38号線	伏見区深草野手町24番地地先から 同町23番地の11地先まで	旧	メートル 5.00	メートル 5.80 ~ 6.05
		新	5.00	5.80 ~ 8.20

(建設局土木管理部道路明示課)